



がん患者のウィッグ購入費等助成事業のお知らせ



がん治療に伴う外見の変化があった方に、
ウィッグ等や胸部補整具 1点の購入またはレンタルに
要した費用を助成します。



■ 対象となる方

申請日において、次の全ての条件を満たす方

- 杉並区内に住所を有する方（住民基本台帳に記録されている方）
- がんと診断され、その治療を受けている方または受けたことがある方
- がん治療に伴う脱毛、乳房の切除等により、ウィッグ等や胸部補整具を必要としている方
- この事業による助成または他の法令等に基づく同種の助成を受けたことがない方

■ 助成の対象となる費用

次に掲げるウィッグ等や胸部補整具 1点の購入またはレンタルに係る費用（消費税を含む）が助成金の対象です。

ウィッグ等

ウィッグ（装着時に皮膚を保護するために必要なネット・インナーキャップ等を含めて1点とすることができます）、毛付き帽子

胸部補整具

補整下着（組み合わせて使用する補整パッドを含めて1点とすることができます）、補整用シリコンパッド、人工乳房、人工ニップル等

※ただし、ウィッグ等や胸部補整具の保管・手入れ用品に係る費用は対象外です。

■ 助成金額

消費税を含む助成対象費用の実支出額を助成します。（**上限3万円**）

注意点

- ・手数料や送料を除きます。
- ・ポイント等で支払った金額は、助成の対象となりません。
- ・対象となるのは、対象品目 1点の購入またはレンタルに要した費用です。
- ・助成は、対象者 1人につき 1回限りです。
- ・予算の上限に達し次第、当該年度の受付は終了となります。（受付は申請順です）

■ 申請期間

助成の対象となるウィッグ等や胸部補整具を購入またはレンタルした日（領収書に記載の日付）の翌日から 1年以内。



がん患者のウィッグ購入費等助成事業のお知らせ

■ 申請方法

以下の書類一式を、郵送または持参により提出してください。

1. 助成金交付申請書兼請求書

区ホームページからダウンロードできます。

2. がん治療を証明する書類の写し（診療明細書、調剤明細書、お薬手帳等）

- ▶ ウィッグ等の助成…脱毛の副作用がある薬物療法・放射線治療を受けていること
または受けていたことを確認できるもの
- ▶ 胸部補整具の助成…乳房の切除を伴う手術を受けたことを確認できるもの

3. ウィッグ等や胸部補整具を購入またはレンタルした日付及び金額が分かる書類（領収書等）【原本】

様式は問いませんが、①宛名（申請者フルネーム）②購入やレンタル費用を支払った日③対象となるウィッグ等や胸部補整具1点の内容と金額を確認することができるものを提出してください。（下記見本参照）

4. 振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し（ゆうちょ銀行の場合は通帳の写し）



- ・提出された書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。
- ・申請することができるのは、対象者（患者）本人です。
ただし、対象者（患者）が未成年者である場合は、保護者が申請をしてください。

■ 領収書見本

領収書の宛名は、申請者のフルネーム
（申請者が保護者である場合は、対象者（患者）名でも可）

金額が5万円以上の場合は、収入印紙が必要です。

※クレジットカード決済の場合は、収入印紙は不要ですが、その旨の記載が必要です。

領 収 書	
杉並 太郎 様	●年●月●日
¥55,000-	
ただし、ウィッグ（品番〇〇-〇〇）購入費として 上記正に領収いたしました。	
収入 印紙 	ウィッグショップ 〇〇 〇〇区 〇〇〇 12-3 〇〇〇 〇〇 

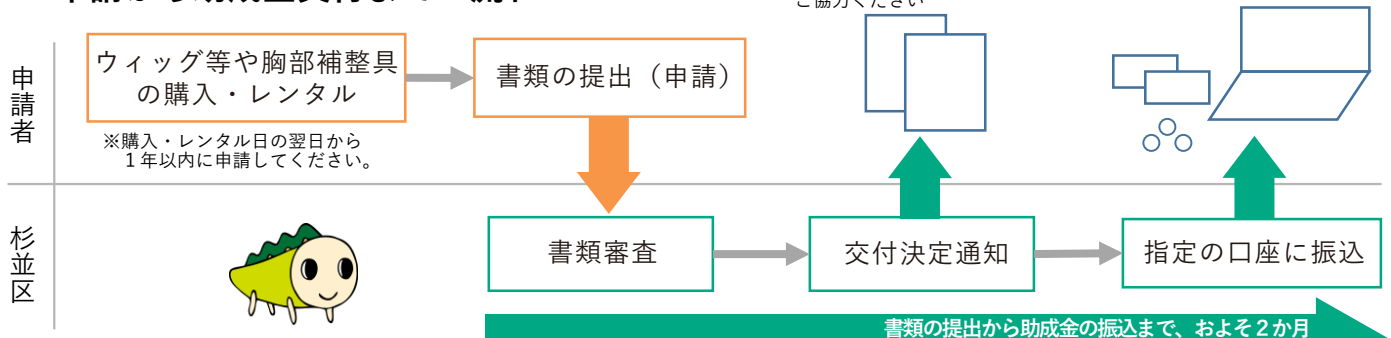
対象となるウィッグ等や胸部補整具1点の金額を確認できる記載が必要です。

（領収書から確認できない場合は、別途、納品書や内訳書を添付してください）

提出先

〒167-0032
杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並複合施設棟3階
杉並区在宅医療・生活支援センター ウィッグ等助成担当

■ 申請から助成金交付までの流れ



区公式ホームページから、申請書をダウンロードできます。

右の二次元コード または トップページ > 暮らしのガイド > 健康・医療・衛生 > がん患者のウィッグ購入費等助成金の手続き からアクセスしてください。



■ 問い合わせ先

杉並区在宅医療・生活支援センター 在宅医療・介護連携推進係
電話：03-5335-7317